

第5回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年11月25日（月）午後2時35分～午後3時25分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス ホール

3 出席委員
(農業委員)

1 番 相良栄一郎	2 番 馬場正国	3 番 中川繁憲	4 番 楠田耕三
5 番 寺田俊秀	6 番 宮崎陽一	7 番 神崎好史	8 番 植木健太郎
9 番 石橋浩昭	10 番 山崎伸吾	11 番 寺田健蔵	12 番 山下勝也
13 番 濱本康弘	15 番 内田一郎	16 番 伊崎美代子	17 番 水田 勇

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

19 番 増田孝徳	20 番 入江泰子	22 番 末吉秀明	24 番 山口俊一
26 番 吉岡長久	27 番 林田浩也	28 番 本多正敬	30 番 原田久也
31 番 本多晋介	32 番 三宅東英	33 番 飛永敏博	35 番 中山秀樹
36 番 田中八郎	37 番 田中昭博	38 番 荒木健一	39 番 山本敏晴
40 番 宮崎 努	41 番 本田勝彦	42 番 柴内成世	43 番 金井圭司
44 番 石橋正浩	45 番 兼俵朝樹	46 番 本多信之介	47 番 木下勝徳
48 番 太田保則			

4 欠席委員
(農業委員)

14 番 浅田修弘 18 番 金子初夫

(農地利用最適化推進委員)

21 番 中野裕二	23 番 松尾和昭	25 番 田中芳邦	29 番 岡田裕弥
34 番 本多 力			

5 議事録署名委員 7 番 神崎好史 10 番 山崎伸吾

6 事務局出席者 山本忠介 山口朋子 円口智仁 塩田一幸

[日 程]

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

議案第18号 県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）沖ノ尾地区の施工申請に伴う土地改良法第3条資格者の証明について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・農地転用許可不要案件届出について
- ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） それでは、ただいまから第5回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、14番浅田委員、18番金子委員、21番中野委員、23番松尾委員、25番田中委員、29番岡田委員、34番本多委員のほうから欠席の報告があっております。

また、まだ見えられていない委員さんとかもいらっしゃるようですが、出席農業委員数は17名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくをお願いします。

議長 皆様、こんにちは。

本日は、第5回の南島原市農業委員会総会ということでご案内を申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、先週から一気に気温が下がり、季節らしい日々となっておりますが、皆様の体調のほどはいかがでしょう。農作物の管理とともに体調管理にも十分ご注意くださいと思います。

先週、九州・沖縄ブロック女性農業委員研修会に南島原から全員女性出席で参加してまいりました。研修会では、340名が一堂に会し、熱い思いを共有してまいりました。大変貴重な時間となり、今後の農業委員会活動に生かし、取り組みたいと考えております。情報交換会では、佐賀の郷土料理を囲みながら他県の委員さんと有意義な時間を過ごしてまいりました。

また、本日は総会終了後に、年金加入推進としてDVDによる研修を行い、その後、第2回新規事業作業部会が開催されます。長時間にわたりますが、最後までよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局から、農業委員19名中、出席委員、現在17名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを、宣言いたします。

それでは、議事録署名人に7番神崎委員、10番山崎委員を指名します。

ただ今から議案の審議に入ります。

それでは、審議に入らせていただきます。

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

番号1について事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 皆さん、お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私どものほうから、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

座って説明いたします。

2ページをお願いいたします。

今月につきましては、売買が1件の764平米のみとなっております。

（議案第15号 番号1を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますので、1番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 ほかの委員さんからご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

3ページ、それでは、**議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、3ページをお願いいたします。

番号1、口之津町の〇〇さんから佐世保市の〇〇さんへ、口之津町〇〇番〇、地目が田で、地積が332平米となっております。転用の目的は住宅用地です。現在、宿舎に入居していますけれども、子育てや親の老後等を考慮し、申請地を譲り受けて住居を新築したいということでございます。権利の内容につきましては売買となっております。時期につきましては許可あり次第、期間は永久年となっております。

本案件の農地区分につきましては、水道管、下水道またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益施設などがあるに該当しますので、第3種農地と思われます。

住宅用地332平米です。駐車場を4台分確保いたします。木造平家建てで、建築面積は109.97平米となっております。最大1m、最低0.1mの切土をし、敷地内に駐車場を設けまされども、その部分につきましてはコンクリート舗装となっております。その他につきましては、人工芝、花壇、砂敷きとなっております。敷地の道路以外の3方向につきましては、ブロック積みをして土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、敷地内を南西側の道路へ少し傾斜させて、既存の道路側溝に放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、下水道へ放流予定となっております。資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

11月21日午後2時半に〇〇農業委員さん、〇〇推進委員さんと事務局3人で行ってまいりました。場所は、口之津の〇〇支店から裏に100m行ったぐらいの場所です。雨水路の手前に溝がありますので、何も問題ないと思っております。汚水のほうは、先ほど言われたとおり、下水なので何も問題ありません。家を建てる右側と裏側は、もともとの地主なので、畑ですけれども何も問題ないと思います。左側は、境界線から2m引かせて家を建てるそうなので、そして、境界線から左側に木が植わっていますけれども、畑をつくってありますけれども、何も問題ないと思います。木は写っていませんけれども、木が植わっているんですよね、手前のほうは。そこ

に芋が植わっていました。

何も問題ないと思います。ご審議のほうよろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ありませんか。
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員がおっしゃったとおり、問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかの委員さんから、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県に進達いたします。

次に、**議案第17号 農用地利用集積計画の決定について** を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第17号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですけれども、賃貸借権と使用貸借権は今月はありませんでした。

所有権移転が、売買が6件1万2,053平米、贈与が1件の3,202平米の計7件1万5,255平米となっております。

中間管理地の一括方式分につきましては、新規が、賃貸借権が13件3万5,212平米、使用貸借権が16件6万6,070平米の計29件10万1,401平米となっております。再設定につきましては、賃貸借権が2件3,543平米、使用貸借権が3件の5,576平米の計5件9,119平米となっております。

なお、中間管理事業の合計分につきましては、34件11万401平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読します。なお、一括方式については、朗読を割愛させていただきます。4ページをお願いいたします。

(議案第17号 所有権移転 番号1～7を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等を伺うところではありますが、5ページ番号7、8ページ番号24は、出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等ございませんか。〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 国税庁の質問と思うんですけれども、3番の3,202平米の贈与となっていますね。結構大きかったので、贈与税も大きいかなと思うんですけれども、110万の控除ですけれども。

(「そこはちょっと分かります」との声)

議長 事務局。

事務局(〇〇) 〇〇委員さんのおっしゃるとおり、一応110万が贈与税の適用で控除が受けられます。

農地の、あくまで評価につきましては、南島原市の路線価じゃないほうの倍率表で評価します

ので、それぞれの農地の評価額の倍率で計算しますので、恐らくこの面積であればかからないのかなとは思っています。一般的には、水田のほうが評価が高いのが多いので、今回の場合、畑のほうが面積のほう多いもんですから、恐らくかからないかなとは思っています。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

（「はい」との声）

議長 次に、番号7について審議します。農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がございますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 番号7について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

次に、番号11について審議いたします。農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 番号11について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、議案第17号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、議案第17号 農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第18号 沖ノ尾地区県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）施工申請に伴う土地改良法第3条資格者の証明について** を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第18号 沖ノ尾地区県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）施工申請に伴う土地改良法第3条資格者の証明について説明いたします。

12から15ページとなります。

12ページにつきましては、その資格者の一覧表になります。

13ページが、事業の概要書になります。

次、14ページが、その沖ノ尾地区の位置図になります。

15ページが、沖ノ尾ため池の受益面積ということになります。場所は、見ていただいたとおり、口之津町の国道251号線よりもちょっと早崎側になります。学校とか〇〇の道反対側になっております。

口之津町にある沖ノ尾ため池の事業となっておりまして、ため池の老朽化による堤体からの漏水等があり、万が一決壊した場合には下流域に被害を及ぼすため、県営事業によりため池の工事を行うため、事業費や事業量などの計画については、縦覧や公告を経て農業委員会へ申出を行い、3条資格者を確定し、同意書を徴取しなければならないことから、本議案では、事業担当部署により参加しようとする方の名簿が作成され、市長から農業委員会に対し対象者について有資格者願が提出されており、その資料に基づき作成しております。

今回見ていただくところにつきましては、この中で、万が一、この一覧のほうになりますけれども、死亡されている方がいらっしゃるかどうかについて特に確認をしていただきたいと思います。

事業の概要につきましては、13ページにあります。先ほど申しましたけれども、現在、沖ノ尾ため池につきましては老朽化しているということでありまして、そういったことで、万が一の決壊が起きないように事前に事業をして、防災機能を上げようという事業になっております。

受益の面積につきましては、現状と計画変わりませんが、5.2平米となっております。

こちらについて、以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等を伺うところでありますが、12ページ番号3は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」との声）

議長 特に、口之津、加津佐、南有馬の委員さんが主だと思われそうですが、いかがでしょうか。ご意見ございませんか。

（「なし」との声）

議長 次に、番号3について審議いたします。本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員退席 ———

議長 番号3について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、土地改良法3条資格者と証明してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、土地改良法3条資格者と証明することにいたします。

——— 〇〇番〇〇推進委員入席 ———

1番の案件も、こちら農業委員会の〇〇推進委員のご家族のため、除斥をよろしいでしょうか。

——— 〇〇番〇〇推進委員退席 ———

議長 1番の案件について、ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ないようですので、土地改良法3条資格者と証明することにいたします。

〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員入席 ———

9 ページは、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知でありますので、ご覧ください。

18 ページは、使用貸借を解約した旨の通知でありますので、ご覧ください。

次に、農地転用許可不要案件について、農地法施行規則第 29 条の規定による届出が出ております。

この案件につきましては、隣接した土地に係る届出でありますので、番号 1 並びに番号 2 について一括して事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、農地転用許可不要案件届出について説明いたします。

先ほどもありましたとおり、番号 1 番を見ていきますが、一括で説明させていただきます。

番号 1、加津佐町の〇〇さん、加津佐町〇〇番の一部になります。地目が田、地積が 1,636 平米のうちの 37.5 平米になります。転用の目的については、農地への進入路となっております。所有農地への車両等の乗り入れができるように、農地への進入路を設置したいということでございます。備考欄にありますとおり、現在、既に着工がされておりますので、こちらにつきましては始末書の添付がっております。

次、20 ページのほうをお願いします。

番号 2、加津佐町乙の〇〇さん、加津佐町〇〇番の一部、地目、田、地積が 1,997 平米のうちの 53.6 平米となっております。こちら、転用の目的は農地への進入路になります。所有農地への車両等の乗り入れができるように農地への進入路を設置したいということでございます。こちらにつきましても、同様に始末書の添付が出ております。

現在、こちらの両方の、1 番、2 番の農地につきましては、車両が直接入っていかないということで、今回、特に進入路を設けて車両が入って乗り入れができるようにしたいということでございます。

なお、写真等でも見ていただければと思うんですけれども、既に工事が着工されております。指摘により工事を中断して本届出の手続を提出しており、先ほども言いましたが、始末書の提出がっております。

既存の高さより最大 0.55 m の盛土をして、石積みを行って、その上のほうにはコンクリートを舗装することによって土砂の流出を防ぎます。なお、雨水につきましては、隣接する水路に放流予定となっております。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

11 月 21 日の午後 2 時頃、口之津の〇〇委員と加津佐の〇〇推進委員さん、事務局 3 名、計 6 名で見てまいりました。

場所は、国道 251 号で加津佐ですけれども、〇〇がありまして、〇〇よりちょっと中に入っております。東串の〇〇がありますけれども、そこから山側に 500 m ぐらい川沿いを上った所がありまして、近くに〇〇学園がございます。〇〇学園から 150 m ぐらいです。市立の〇〇小学校の下に大体 100 m の場所にあります。先ほども事務局からありましたように、既にもう着工してありまして、ご覧のとおりで、あと、これセメント舗装をしてされているところでございます。やっぱり道が狭かったので、これだけ侵入道を造られますと仕事もしやすいかなというふうに見てまいりました。

以上でございます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員から、ご意見等ありませんか。
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

この事前着工した理由ですが、その下の畑が草で、もう荒れたところですよ。そして、イノシシが入って、囲んで周りの畑に迷惑かけて、周りの方から文句言われたそうです。それで、急いで草を払ったりするのに道を造ってやったということでした。そういうことで、始末書問題になりました。ほかは〇〇委員が言われたとおりです。

以上です。

議長 番号1、番号2について、ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

ちょっとお尋ねしますけれども、今回、農地転用許可不要案件ということでもありますけれども、そもそもは、これ道路ですけれども、農業用施設の一部として上がっておるんですか。それとも、農地の改良用として上がっているんですか。その辺をまず確認したいと思います。

議長 事務局。

事務局（〇〇） こちらにつきましては、事前に県のほうにも確認をいたしまして、農地法4条なり5条なり、そういった形で転用じゃないかどうかということで、県にも確認させていただきました。県のほうからは、こちらの2件につきましては進入路という扱い、私たちも、農地に入るだけの道ですので、進入路という扱いで農業施設の一部という形になると思います。そういうことで一応説明をして、県のほうから、こちらの農地法の施行規則の第29条の農地転用許可不要案件、こちらのほうで手続していいということで、県から説明を受けております。

以上です。

議長 〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

ということは、農地の一部として使用している道路についても、農業用施設としてみなしているという判断ですね、はい。それをちょっと確認した上で、説明にもあったように、本来であれば、奥の方が利用される道路とかについては、5条とかで所有権一部移転とか、あるいは使用貸借なり、賃借権なりの権利設定が通常かと思われますけれども、県のほうがそういう説明をしたのであれば、私も不可解なところが確かにありますけれども、そこを結局通行したり利用したりされるわけですから、奥の……。

そしたら、まず質問を変えます。この農業施設の変更ということで、それぞれこの二筆については、農地の一部として範囲設定をしないで道路として使用してあるということですよ。そうすれば、通行の問題とか権利の設定とかという問題とも関わってくるんじゃないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） そのあたりの権利の問題については当然出てくるということで、こちらとしても、農地法5条なり4条なりというところが必要になるかなという判断の下、ちょっと県のほうにも確認させていただいたところであります。

実際、手前のほうが〇〇番になる、番号でいうたら2番のほうになるんですけれども、こちらの方も、実際、進入をするための道という形で実際に入り口を造ってから入るようになります。あと、その奥のほうに〇〇番、こちらが、議案でいえば番号1番になりますけれども、こちらの

ほうに、農地に入るための道になります。それで、お互いがもうそれぞれ名義変更等を行わないということになりますということでしたし、県のほうにも、それぞれの方、それぞれ入り口を設けてしますということでお話をさせていただいたところ、県からは、転用じゃなくて、先ほども言いましたけれども、許可不要案件で持っていったいいということに回答を得たということになります。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 県のほうがそういう指導があっているのであれば、それ以上は言いませんけれども、ちょっと何か一般的に考えて、奥の方が利用するために道路を拡幅するということに印象を受けるものですから、そのための資金計画、そしたら、資金計画もそれぞれ個別に出ているということですか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） ここ、実際、袋小路になっていまして、使うのはこの2軒だけなんです。その他大勢ところが使うわけではないというのが、まず1つ目。本当にこのお二方の農地だけなんです、使うのが。そういうところをご説明させていただいたからということになります。

こちらは、市のほうにつきましても、それぞれが、実際この計画の中には、資金までは、こちらのほうでは、29条のほうにつきましては、そこまで指導を求めては実際ありません。けども、資金もそうですし、今後、上にコンクリートをするということもちゃんと計画があって、実施されるということになりますので、問題ないかなと思っております。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 最後にします。

ですから、ここの申請が上がっている当事者同士は、そういった形で話がついているということとで問題なんでしょうけれども、例えば相続とか次の世代になったときに、ここはうちの土地とか何とかそういう問題がありますね。予想されかねませんので、その辺もちゃんと説明しておいていただきたいと思います。

以上です。

議長 事務局。

事務局（〇〇） こちらにつきましては、現地調査のときにも、双方それぞれ来ていただいて、実際この土地については、相互の話合いの中できちっと、今後もずっと使っていくわけですがけれども、ちゃんと隣接のところで、実際ちょっと段差があるところになりますので、そこが境界というのはもう理解をされておりますし、お互いで話をされておることですので、ここからここまでがどうだこうだということには基本ならないかなと思っております。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。ほか、ご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 番号1、番号2についてご意見がございませんので、異議なしということで届出を受理いたします。

次に、21ページ、**非農地証明書交付願**が出ております。

番号1の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、非農地証明書交付願についてということで説明をいたします。

21ページをお願いいたします。

番号1、願い出人が長崎市の〇〇さん、土地が布津町〇〇番、地目が畑で、現況が山林となっております。地積が597平米となっております。転用の目的、こちらが山林です。平成13年に夫が亡くなり、農業ができなくなりました。平成18年頃から山林化しているということでございます。なお、非農地になることについて、隣接の、ちょっと赤道がありますけれども、その隣に、地目、田があります。こちらのほうの関係者、土地所有者の方から、こちらを非農地にすることについては承諾をしたということで、了解を得ていますということを申し添えておきます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

11月21日、午前12時頃から、有家の〇〇委員、布津の〇〇推進委員、事務局3名、計6名と届人の代理で代証人さんが来られておりました。

場所は、地元の私とか〇〇推進委員も場所を特定できないで、道に迷ってしまったんです。簡単に言いますと、〇〇支所から〇〇方面へ約1.5キロ上って、〇〇自治会という自治会がありますが、そこから右に下りて下りますと、〇〇自治会というのがあります。そこを流れている〇〇の上流になります。願い地は、途中まではコンクリート舗装がしてありましたが、道路の脇の木が伸びていて、車も途中までしか行けませんでした。この畑は、写真、ここは深い谷のような地形で、川を挟んで両側は狭い畑が続いております。また、ここ数年は作付がされていないようで、腰ぐらいの高さまで草が繁茂している状態でした。加えて、付近にはイノシシのぬた場のようなものがありまして、盛んにイノシシが活動している地域でした。願い地は、写真でも分かりますように、もう大きな木が繁茂していて、書類には18年ぐらいからと書いてありますけれども、もっと以前から山林化していたのではないかと考えております。

この畑、もともとミカン畑でありまして、大体その畑の地形が急斜面の崖のような農地でした。農地として利用していくことがしにくい農地だと思います。あとは、その南側に、写真でも分かりますように、田畑がありますけれども、南側ですので日照はそう影響はないかと思っておりますけれども、このまま管理しないで木が大きくなりますと、いずれかは悪影響を及ぼすようになるのではないかと推測されます。申請人は長崎在住で、この畑は管理ができないという旨を周辺の農地の方に了承を得られているということで、以上のような状況を踏まえると、仕方のないのかなと思ってまいりました。

皆様、ご審議よろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど、〇〇委員さんが申されたとおり、致し方ないかなと思ひまして、審議をよろしく申し上げます。

議長 ほか、ご意見等ございませんか。

〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

この非農地証明書については、今、こういうところが結構どぼどぼあるわけです。パトロールをしたときに、一応赤判定するところだと思うんですけども、こういうことをずっと、非農地

証明書を交付願ということで処理していたら、事務局がもうずっとこれに時間を割かれてしまうんじゃないですかね。そういう非農地証明書の申請をされたら、全部こういふことで今後も周るんでしょうか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 今のご質問ですけれども、非農地証明書の交付願につきましては、主に、この証明願を出されるというときには、地目変更をしたいというのが主にあると思います。そのまま地目変更しない状態で待っているときには、この交付願自体が出てこないということで、実際、私が令和2年から農業委員会にお世話になっていますが、目に見えて増えたという感じはないです、実際。この非農地証明書交付願が目に見えて件数が増えたかと言われると、まあ、あまり増えてもおらんけれども、減ってもないという感じです。

ですので、実際に、地目変更を目的とされているというのがまずあって、そういったところかなと思います。実際これを出したら、証明書を交付して、その後に本局に行って地目変更をされるというのが目的になるかと思うので、そこまで考えておられる方がこういう手続をされるのかなと思いますので、出てきたら、当然こちらとしても、できるできないを含めた審査を含めて、また皆さんにお願いして、現地も確認させていただくという形になろうかと思います。

ですので、基本的には今までどおりこういった形ですということでは、いいかなという感じがあります。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 ありがとうございます。

議長 ほか、ご意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 ちょっとお尋ねします。

同行した行政書士の方から聞いたんですけれども、今、この畑の持ち主さんは、いずれというか、国に寄附をしたいということもおっしゃっているそうなんですけれども、それが可能かどうか、ちょっと分かる範囲でいいですけれども、教えてもらっていいですか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） お話は、国庫帰属のお話だと思います。

国庫帰属の場合は、建物があったりすると、まず、それをなくしてくださいというのがまず基本にあるんですけれども、帰属に関しては、農地でも宅地でもですけれども、審査を受けて、金額、実際、管理料という名目で10年分取られるのもあるんですけれども、そういったことも含めて、審査にもお金がかかりますし、そういったのを踏まえて、するしないというのはあるんですけれども、見通しとしましては、実際、私たち、こちらは農地なので、農地だけの農業委員会とかがしているんですけれども、南島原市内では、その国庫帰属になったのは1件だけです。

ほかのところについては、一応希望等はあられるみたいですが、こちらが、島原の法務局ではなくて、長崎県につきましては長崎市にある法務局が窓口になりますので、そちらのほうに、どのくらいの件数が出たとか、そこら辺が正確な数値がまだ出ていないので、何とも言えないですけれども、相談はあちこちからあっているようです。ただ、なるかならないかは、あくまでも法務局側の審査があるということです。

以上でございます。

議 長 ○○委員。

○○番○○委員 分かりました。

議 長 ほか、ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がございませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、22ページ、番号2の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（○○） それでは、22ページをお願いいたします。

番号2、願い出人、島原市の○○さん、土地が口之津町○○番○、地目が畑、現況が山林です。地積が297平米となっております。転用の目的が山林です。平成19年に相続により取得いたしましたが、既に荒廃がしており、山林化しているという状況でございます。なお、本人も市外に居住しておりまして管理ができなかったため、山林化が継続しているということでございます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を、○○番○○委員からお願いいたします。

○○番○○委員 ○○番○○です。

11月21日、午後3時に現場に行ってみりました。○○農業委員さんと○○推進委員、事務局3人で行ってまいりました。

場所は、国道251号線沿いの○○から海側に50mぐらい行ったところです。直接は行けませんので、遠回りしてから行きました。道は、自転車道路がありますけれども、畑に行く道はありません。昔は、そこにミカンを植えていて、船で運んでいたそうです。だから、そこを畑にしようと思っても、なかなかできない場所だと思います。現状がもう山化していました。もう海が満ちたときにはもうぎりぎりまで来るそうなので、まず、引いたときにしか行けませんので、ちょっとふだんは行けないかなと思っていますので、そういうところでした。

ご審議のほうよろしくお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行された○○番○○推進委員からご意見等ございませんか。

○○番○○委員 ○○番○○です。

○○委員が言われたとおり、びっくりするようなところだったんですけれども、ミカンを作られ、船で運んでいたのにもびっくりしましたし、自分たちが今からここをどうかして何かをつくりたいなというような現状ではなかったです。

言われたとおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ほか、ご意見等ございませんか。

○○推進委員。

○○番○○委員 ○○番○○です。何回もすみません。

前の案件もそうなんですけれども、ここを写真でも見た限りは明らかに農地の復元という状態じゃないと、そういった分については、通常、農地パトロールとかで赤で出しておりますけれども、結局、前の事例で説明がありましたけれども、地目変更するたびに、以前は農業委員会のほうから、明らかに復元できない農地については、通知を出して、逆に地目を変更してくださいという指導があつておつたような記憶があるんです。このものは、先ほど質問がありましたけれども、こういう形で証明書の交付願が出ておりますけれども、以前のように、こういうもう明らか

に復元できないところについては、事務局、農業委員会のほうから通知を出して、以前のような取扱いができないものなんでしょうか。その辺をちょっとお尋ねいたします。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 非農地通知書のことだと思います。

実際、私もちょっと農業委員会に入ってから、一度もその非農地通知を交付したことがないので、ちょっとあれなんですけれども、確かに私が来る以前まではそういう手続をされていました。実際、その方法というのは、実際はまだ法律上も残っていますので、できるとは思いますけれども、実際、現段階で見たときに、そういうことにはなるんでしょうけれども、実際、今、地域計画とかいろんなすり合わせ等もあって、そういったところも加味しながらというところと、あと、地籍調査のほうが入ったところがどのくらい期間があるかというところも含めて、あるんでしょうけれども、市内全体を一気にはなかなか事務的にもし切れませんので、地区を区切ってから、今後対応していくような形になるのかなと思うんですけれども、ちょっとそこら辺については、事務局内でもどう進めていこうかというようなところでは、検討をしているところであります。

実際、地区も、どこどこというのを選定しているというか、ちょっと地籍調査とかも加味しながら検討をしているような段階でございますので、一概にその地区がすぐすぐそういった通知を出せるところかというところは、また別にはなりますけれども、ちょっと検討はしているということです。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 すみません、その件に関して、今後、先ほど私が言いましたけれども、今、地図で、農地パトロールのときに赤が多いんです。申請が、多分今までとは、上がってくるとは思いますけれども、それを上がったときに、保留ということはできないんでしょうか。

私たちも、もし現地調査に、そちらからお願いができれば行くわけですよ、こういう、今の場所とか、先ほどの場所とか、時間を、言えば費やすわけですよ。農地を守るための農業委員会ですよ、ただ何か申請のための農業委員会になっているんじゃないかなと、私は思うんですけれども、今後、その対応をどう考えているのか、お聞きしたいと思っておりますけれども。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 〇〇推進委員さんのおっしゃることは分かります。ただ、どうしてもこの事務局の人員不足も最近出てきまして、ちょっと今、非農地通知の手順が後手後手に回っている状況でございます。

基本的に、事務局のほうで検討しているのが、まず、国土調査がもう昭和の時代に終わっている〇〇地区と〇〇地区、これについては、ある程度もう国土調査から経過していますので、もう現況に合わせてそういった地元の委員さんと協議しながら、どこができるできないかの判断をして、非農地通知を出していきたいなと思っております。

最近国土調査が入ったばかりのところについては、ちょっと国土調査の成果の信憑性の問題がありますので、そこについては、また時期をある程度経過した段階で判断していかないといけないかなと思っております。

今現在上がっております非農地証明願、これにつきましては、所有者のほうはどうしても急ぐという案件になりますので、これを止めることはどうしてもできないということになっております。ですので、事務局としても、先ほど〇〇が申し上げましたとおり、なるべく早い段階で非農地通知を発出できるところからもう進めていきたいと思っております。

以上です。

議 長 ○○委員、よろしいでしょうか。

○○番○○委員 はい。

議 長 ○○委員。

○○番○○委員 今の関連することで質問させていただきます。

以前は、奇数月に計画的に除外を事務局から介入してされとったと思いますけれども、最近それがなされていない。確かに事務局の人員が減ったのも原因かと思いますが、以前のように、質問があったように、一つ一つ挙げるんじゃなくして、地区割りをして計画的に除外をするように、そういう計画を早急に事務局で立てていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局（○○） ○○委員さんのおっしゃるとおり、計画的にそういったプランをちょっと内部で協議したいと思います。

議 長 ほか、ご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議事を終了いたします。